

漁港漁場関係工事における現場環境改善実施要領

1. 目的

近年の建設業を巡る状況として建設業就業者の減少および高齢化が進んでおり、中長期的なインフラの品質確保のため、持続可能な建設産業の構築が課題となっている。この課題への対策の一環として、現場労働者の作業環境の改善や周辺住民の生活環境への配慮に必要な費用を工事に計上することにより、建設業に対するイメージの向上および建設業就業者の確保を図ることを目的とする。

2. 対象工事

三重県が発注する漁港漁場関係工事のうち「漁港漁場関係工事積算基準（公益社団法人全国漁港漁場協会）」を用いて積算する全ての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事などの実施が困難な工事や効果が期待できない工事は対象外とする。

※実施が困難な工事：災害復旧工事、維持修繕工事等

※効果が期待できない工事：現場の実稼働日数が1ヶ月未満の工事等

3. 実施内容および確認方法

(1) 実施内容は、以下の表1のうち、原則として、項目（現場環境改善費のうち、仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1項目のみ2内容）の合計5つの内容を実施するものとする。実施する内容は、現場条件等に合致した有効性が確認できるものとして、実施前に施工計画書等を通して監督員の確認を得ること。

なお、地域連携4.デザイン工事看板は、工事説明看板として必ず実施すること。ただし、ほとんど人通りのない地域など、看板としての有効性が著しく低いと判断される場合は、他の内容に替えて実施すること。

表1 現場環境改善

項目	内容
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等） 3. 防寒対策
地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）

※「作業服」、「室内装飾品等」は、自らの負担で実施することを原則とする。

(2) (1) の工事説明板の表示内容等は以下の表2のとおりとする。

表2 工事説明版の表示内容

工事の必要性	なぜ当該工事を行う必要があるのか、できるだけ分かりやすく示すこと。(注：工法など工事内容の説明のみではいけない。)
工事の期間等	この工事はいつまで続くのか、今どの部分の工事を行っているかが分かるように、工事進捗図等により表示する。
事業者及び施工者	事務所、担当課等、現場代理人等を記入すること。担当者等の似顔絵とコメントを入れるなど、親近感がわくように工夫すること。
問合せ先	平日、休日、昼間、夜間それぞれ違う場合は、別々に表示すること。
その他	広報したい情報(財源、関連工事等)

※工事の必要性等については、発注者からの意見を踏まえて作成すること。

※工事説明板の設置場所は、見学者・地域住民及び施設(道路・河川・公園等)利用者が安全かつ見やすい場所にすること。

※工事説明板の設置期間は、対象工事期間中とする。

(3) 実施の確認は、実施内容を施工計画書へ記載し、実施状況を撮影して監督員へ提出すること。

4. 積算方法

積算は、「漁港漁場関係工事積算基準(公益社団法人全国漁港漁場協会)」における第1部漁港漁場関係事業請負工事費積算基準第2章工事費の積算2節間接工事費2. 共通仮設費2-1-1現場環境改善費の“率計算による額の算定”による。

5. その他

(1) 「熱中症対策に資する現場管理費の補正」および「快適トイレ設置工事」の実施内容と本件の実施内容が重複しないこと。

(2) 3. 実施内容および確認方法の実施内容を満たさない場合は、当該費用の計上を取り下げるものとする。

(3) 本要領に基づき実施した内容については、工事成績評定の加対象としない。

(4) 本要領に定めのない事項等が生じたときは、監督員と受注者が協議のうえ、これを定めるものとする。

附則 令和7年1月6日から適用する。